

「非正規滞在者の不正がいつ不正でなくなるかの人格論からの研究」

(When will the wrong of an undocumented immigrant be forgiven?)

浦川源二郎 (広島大学大学院博士課程後期)

Genjiro Urakawa (Hiroshima University, Doctoral Course)

【キーワード：非正規滞在者、移民、憲法、法哲学、行政法、人格論、責任、心の哲学】

## <本文>

本報告は、「不法移民はいつ不法でなくなるか」を、人格論をベースに考察する。入管法違反を行なった非正規滞在者への道徳的非難が、その後の長期滞在によってできなくなる可能性を検討する。かかる知見は、わが国現行入管法 45 ないし 50 条における在留特別許可処分上の消極要素の考慮と通底する。

本報告においては、現行法制とこれを前提にする議論を批判的に検討する関心上、入管法違反を「一応の不正」(prima facie wrong)として扱い<sup>1</sup>、退去を強制する一応の理由に該当すると措定する。

また本報告は人格論を参照するが、紙幅の都合上、人格同一性について心理説をベースに、過去の不正への責任(非難)が、いかに道徳論上論じられるかに射程を限定する。また、冒頭に述べた問題を考察する素地を整えることを目的とし、難問題への結論を即断しない。そして、人格同一性をめぐるジョン・ロック(John Locke)から続く方法論上の伝統を汲み、脳移植や分裂といった思考実験を真摯に紹介する。議論は、英米哲学をベースに展開する。

本報告の構成は以下の通りである。まず、道徳的応報および法的責任の単位として、「人格(person)」を最初に措定した、ジョン・ロックの議論を概観する。そして、この人格概念をめぐる現代哲学の議論の様相を、還元説(物理説、心理説)と非還元説の枠で説明し、人格の存在論的構成要素を、心理的要素に求める心理説を展開する基礎を整える。

ついで、デレク・パーフィット(Derek Parfit)の『理由と人格』における議論を紹介する。

そこから、時間の経過による人格への責任減少の議論を紹介する。パーフィットの責任論修正を批判し、なお責任は心理的連結性と相関するとする主張、パーフィットの R 関係と責任減少の主張批判、パーフィットとは別種の責任減少理論等を基に、論点を洗い出す。

そして以上の議論を小括し、非正規滞在者の長期滞在と責任減少に反映しうる可能性について示唆する。

---

<sup>1</sup> 国家による国境の管理およびこれに関する法の遵守義務をめぐっては、開放国境論および哲学的アナキズムからの批判があるだろうが、現行法制と非理想状態の現実を前提とする本稿では、この点については扱わない。なお、道徳的非難一般をめぐる人格の通時的同一性問題については先行研究が多々存在するが、移民の文脈においては管見の限り知らない。

当該論点に対する、筆者の暫定的な整理は、以下のとおりである。person 概念につき、存在論と規範論は相互に影響を及ぼし合っている。現在の道徳実践を前提としたとき、人格（主体）に対する非難（責任）の論理は、まず、なされた行為への意思と他行為可能性が問われ<sup>2</sup>、当該意思が道徳的人格（ないし道徳主体）へと帰属される。そして行為時点の人格と現時点の人格の同一性が問題となる<sup>3</sup>。我々は、行為主体の一人称を問題とする。この判断は、第三者視点からなされる。道徳的文脈における人格同一性が存在しない場合、我々は非難を行えない。ただし、負担を求める意味での責任を問うことはなおあり得る。これを非正規滞在者の問題に引き直したとき、非難できないことのみをもって、即座に、負担配分の結論までは導かれない。

#### <参考文献>

- ・ Raymond Martin (2006), *THE RISE AND FALL OF SOUL AND SELF*, Columbia University Press
- ・ John Locke (1979), *AN ESSAY CONCERNING HUMAN UNDERSTANDING*, Clarendon
- ・ Harnold W. Noonan (2019), *PERSONAL IDENTITY 3<sup>RD</sup> EDS*, Routledge
- ・ Derek Parfit (1984), *REASONS AND PERSONS*, Oxford University Press
- ・ Derek Parfit (1986), *Comments*, *Ethics* Vol. 96, No. 4, at 837
- ・ 森村進 (2020 年)『法哲学はこんなに面白い』信山社
- ・ 森村進 (1989 年)『権利と人格』創文社
- ・ Bart Schultz (1986), *Persons, Selves, and Utilitarianism*, *Ethics* Vol. 96, No. 4, at 721
- ・ Marc Slors, *Personal Identity and Responsibility for Past Actions*, Ton van den Beld eds (2000), *MORAL RESPONSIBILITY AND ONTOLOGY*, Kluwer Academic Publishers, at 63
- ・ Susan Wolf (1986), *Self-Interest and Interest in Selves*, *Ethics* Vol. 96, No. 4, at 704
- ・ Walter Glannon (1998), *Moral Responsibility and Personal Identity*, *American Philosophical Quarterly*, Vol. 35, No. 3, at 231.
- ・ David Shoemaker (2012), *Responsibility Without Identity*, *Harvard Review of Philosophy* Vol. XVIII, at 109
- ・ Keith Graham (2000), *Collective Responsibility*, Ton van den Beld eds, *MORAL RESPONSIBILITY AND ONTOLOGY*, Kluwer Academic Publishers, at 49
- ・ Eric Wiland (2000), *Personal Identity and Quasi-Responsibility*, Ton van den Beld eds, *MORAL RESPONSIBILITY AND ONTOLOGY*, Kluwer Academic Publishers, at 77

---

<sup>2</sup> なお、determinism や compatibilism/incompatibilism をめぐる形而上学上の一大論点は、本稿で扱える規模の問題でないため割愛する。

<sup>3</sup> なお現下の道徳実践においては、分岐ケースが想定できないため数的同一性が破られることは、当面ありそうもない。また現在の道徳実践においては、ある時点での人格の状態が問題となっているとする三次元主義が妥当だろう。